

令和 6 年 第 3 回定例会

道 志 村 議 会 会 議 録

令和 6 年 3 月 5 日 開 会

令和 6 年 3 月 15 日 閉 会

道 志 村 議 会

令和 6 年第 3 回道志村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (3月5日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため議場に出席した者の職氏名	3
○開会の宣告	4
○村長挨拶	4
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○諸般の報告	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○一般質問	8
佐 藤 喜 章 君	8
杉 本 孝 正 君	1 8
佐 藤 光 栄 君	2 4
山 口 章 君	3 2
○閉議の宣告	3 5
○散会の宣告	3 5

第 2 号 (3月8日)

○議事日程	3 7
○出席議員	3 7
○欠席議員	3 7
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 7

○職務のため議場に出席した者の職氏名	3 7
○開議の宣告	3 8
○議事日程の報告	3 8
○議案第 1 8 号から議案第 2 4 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	3 8
○閉議の宣告	4 3
○散会の宣告	4 3

第 3 号 （3月15日）

○議事日程	4 5
○出席議員	4 6
○欠席議員	4 6
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 6
○職務のため議場に出席した者の職氏名	4 6
○開議の宣告	4 7
○議事日程の報告	4 7
○諸般の報告	4 7
○議案第 4 号から議案第 1 5 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	4 8
○議案第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 3
○議案第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 4
○議案第 2 5 号から議案第 3 2 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	5 5
○議案第 3 3 号から議案第 3 8 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	6 3
○同意第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 6
○同意第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 7
○閉会中の継続調査について	6 8
○村長挨拶	6 9
○閉議の宣告	7 0
○閉会の宣告	7 0
○署名議員	7 1

道志村告示第 2 号

令和 6 年第 3 回道志村議会定例会を次のとおり招集する。

令和 6 年 2 月 2 0 日

道志村長 長 田 富 也

記

1 期 日 令和 6 年 3 月 5 日 (火)

2 場 所 水郷の郷やまゆりセンターふれあいホール

◎応招・不応招議員

応招議員（８名）

１番 佐藤光栄君

２番 山口章君

５番 佐藤喜章君

６番 白井勝光君

７番 杉本孝正君

８番 佐藤進君

９番 出羽和平君

１０番 大田博文君

不応招議員（なし）

令和6年第3回道志村議会定例会

議事日程（第1号）

令和6年3月5日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 諸般の報告
 - 第 2 会議録署名議員の指名
 - 第 3 会期の決定
 - 第 4 一般質問
-

出席議員（8名）

1 番	佐 藤 光 栄 君	2 番	山 口 章 君
5 番	佐 藤 喜 章 君	6 番	白 井 勝 光 君
7 番	杉 本 孝 正 君	8 番	佐 藤 進 君
9 番	出 羽 和 平 君	10 番	大 田 博 文 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	長 田 富 也 君	教 育 長	佐 藤 文 泰 君
総 務 課 長	菅 谷 克 士 君	住民健康課長	山 口 かおり 君
産業振興課長	山 口 俊 一 君	ふるさと振興課長	金 子 尚 章 君
教 育 課 長	山 口 登 美 君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

総 務 課 主 幹 田 代 一 登 君

◎開会の宣告

○議長（出羽和平君） ただいまの出席議員は8名で、定足数に達しております。

よって、令和6年第3回道志村議会定例会は成立しますので、これより開会いたします。

（午前10時00分）

◎村長挨拶

○議長（出羽和平君） ここで、長田村長から招集の挨拶をお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

〔村長 長田富也君 登壇〕

○村長（長田富也君） おはようございます。

令和6年第3回道志村議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和6年第3回道志村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さんにはご多忙にもかかわらず、ご参集をいただき、厚く御礼申し上げます。

初めに、石川県で元日に最大震度7を観測した能登半島地震は、1日で発生から2か月を迎えました。2月末時点の死者は241人で、連絡の取れない安否不明者も7人おります。住宅被害は7万5,000棟を超えており、甚大な被害の状況が報道されています。いまだ、避難所には1万1,400人余りが身を寄せており、厳しい避難生活を余儀なくされております。

断水は徐々に解消しているものの、石川県珠洲市ではほぼ全域に当たる約4,650戸が断水したままで、生活用水にも不自由している様子が伝えられています。

村では、被災地の日でも早い復興を願い、地震発生直後から募金活動を開始し、役場庁舎、やまゆりセンター、道の駅どうし、道志の湯の公共施設に募金箱を設置し、皆さまからのご支援をお届けできるよう、募金活動を継続しております。これまで集まった募金については、既に日本赤十字社を通じて被災地にお届けさせていただいておりますが、引き続き募金活動を続け、被災地の皆様の助けとなる活動を継続してまいります。

また、総務省から応急対応職員の派遣要請を受け、現在、役場職員1名を石川県珠洲市の物資集積拠点に派遣しております。職員は、珠洲市内で避難生活を強いられている住民に対し、必要な物資を提供するため、珠洲市健民体育館において支援物資の管理業務を行っております。

今後も、募金活動の継続や職員の派遣など、被災地に寄り添う活動を続け、一日も早く安心した生活を取り戻せるよう、可能な支援を継続してまいりたいと考えています。

さて、厚生労働省は2月27日、2023年の人口動態統計の速報値を公表しました。年間の出生数は75万8,631人と、8年連続で過去最少を更新し、初の80万人割れとなった前年の速報値と比べ4万人以上が減少し、1983年の約150万人から半減しました。新型コロナウイルスの感染拡大で2020年、2021年の婚姻数が戦後最少を更新したことなどが影響したと見られていますが、国レベルで少子化が加速化傾向であることが鮮明になりました。

国立社会保障・人口問題研究所が2023年に公表した将来推計人口では、2056年に1億人を割り、2070年には8,700万人まで減るという想定となっていました。それを上回るスピードで少子化が進んでいることがうかがえます。

本村において、令和5年度の出生数が8人となっており、依然として少子化に歯止めがかからない状況にあります。そのため、令和6年度予算編成においては、第2期総合戦略に掲げる基本目標達成のための事業を優先し、子育て支援事業にかかる予算は最優先事業として位置づけ、これまで行っていた事業に加え、新たに子育て環境を充実させる事業を創出し、特に若い世代において、「住んでみたい村、住んでよかった村」を実感いただける事業を中心に予算編成しております。これからも、子育て世代の意見を十分に取り入れ、地域の活性化に取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いします。

また、2月に行われました村議会解散請求に関わる住民投票については、多くの村民の皆さんが解散反対の意思を示しました。この結果は、私が就任以来取り組んできた、地域強化のための本村と都留市を結ぶ防災トンネルの実現を支持してくださっている議員の皆様の継続を、多くの村民の皆様が望み、このトンネル事業推進が安心・安全な暮らしを守るための最も重要な事業とご理解いただいた結果と思っております。

これからも、議会や村民の皆様と一丸となり、この防災トンネルの事業化に向けて、要望活動等を推進してまいりますので、議会の皆様においても、引き続きご協力をお願いいたします。

さて、本定例会に付議します案件は、令和6年度当初予算8件、令和5年度補正予算7件、条例の制定や一部改正が12件、その他、公共施設の公の施設の指定管理者の指定について6件、教育委員会教育長の任命ほか1件の人事案件など37件であります。

議案の詳細につきましては、議案審議でご説明させていただきますので、ご審議のほどよろしく願いまして、開会に当たっての挨拶といたします。

◎開議の宣告

○議長（出羽和平君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（出羽和平君） 本日の議事は、配付してあります日程表第1号のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（出羽和平君） 日程第1、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和5年11月、12月、令和6年1月分の例月出納検査結果についての報告が提出されております。その写しをお手元に配付しておきました。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、議長において、今定例会に村長及び教育長に対し、説明員の出席要求を行いました。

次に、令和4年第8回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。

議会運営委員長、大田博文君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 大田博文君。

〔議会運営委員長 大田博文君 登壇〕

○議会運営委員長（大田博文君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和5年第8回定例会において、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、12月8日の本会議において議決された件についての報告であります。

令和6年2月27日午後1時30分より、議会事務局室において委員会を招集し、委員4名と議長、議案説明のため総務課長、職務のため議会事務局の出席がありました。

決定された事項は、次の3項目です。

1、会期は本日5日より3月15日までの11日間とし、配付してあります日程表のとおりとすること。

2、一般質問の通告者は4名です。

3、議会運営委員会の継続調査を申し出ること。

以上で、議会運営委員会の継続調査の報告を終了いたします。

○議長（出羽和平君） 広報常任委員長、杉本孝正君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

〔広報常任委員長 杉本孝正君 登壇〕

○広報常任委員長（杉本孝正君） 広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和5年第8回定例会において、所管事務の調査を要する旨を議長に対し申し出、12月8日の本会議において議決された件についての報告であります。

12月11日、午前9時半より、議会事務局室において広報常任委員会を開催いたしました。議長及び議会事務局長、委員全員の出席があり、その後20日までの8日間において、どうし議会だより第61号について、レイアウトや掲載する記事の内容について協議、編集を行い、完成することができました。

12月27日、印刷が終了し、令和6年1月1日、自治会長により配布していただきました。

令和6年2月27日、午前10時より議会事務局室において議長、事務局長、委員全員にて道志議会だより第62号のレイアウトや掲載する内容、日程について協議いたしました。

以上、広報常任委員会の閉会中の継続調査の活動内容でしたので、報告させていただきます。

○議長（出羽和平君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（出羽和平君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定により、第6番議員、白井勝光君及び第7番議員、杉本孝正君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（出羽和平君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から15日までの11日間としたいと

思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日までの11日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（出羽和平君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問の通告者は4名です。

◇ 佐 藤 喜 章 君

○議長（出羽和平君） それでは、通告1番、第5番議員、佐藤喜章君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 5番、佐藤喜章君。

〔5番 佐藤喜章君 登壇〕

○5番（佐藤喜章君） それでは、一般質問をさせていただきます。

まず最初に不納欠損処理についてであります。

12月定例会において質問をいたしましたが、村では平成22年度に814万9,380円もの、突出して多額の不納欠損処理がされています。その理由は消滅時効によるものとされていますが、消滅時効による不納欠損が認められるためには、その前提として催告、一部徴収、財産の差押えなど、必要な措置が講じられたものの功を奏しなかったという事情が必要となります。当時の村長、総務課長がそうした必要な措置を講じていたのかどうかを確認するため、先般、当時の村長であった大田昌博氏らに対し、公開質問状を送付いたしましたが、守秘義務などを理由として一切の回答を拒否されています。

しかし、後にも先にもこれほど高額の不納欠損をされたことがなく、これだけ多額の税収が消えたことで、村民一人一人に重大な損失を与えたことも明らかです。その見地から見ても、当時の村長らが上記職責を全うしたか否か住民自治、住民の知る権利に不可欠の事項というべきであり、本来村民に対し、公開されるべき事項というべきですので、何ら守秘義務により公表を控えるべき事項とは言えないものと考えます。

つきましては、平成22年当時、なぜこのような事態になったのか。村として消滅時効完成を止めるために催告、一部徴収、財産の差押えなど、必要な措置を取ったのか、一部の企業

ないしは特定の個人を意図的に擁護した、免責させた事実がなかったのか等について、十分な調査を行い、その調査結果を明らかにしていただくよう強く求めます。

そして調査の結果、当時の村長や総務課長に重大な過失が認められる場合には村として再発防止のためにどのような対策を講じるのか、また彼らに対し賠償等を求める考えがあるかについて、村長の考えを伺います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 佐藤喜章議員のご質問にお答えいたします。

平成22年度に800万円を超える不納欠損処理があったことは確認いたしました。議員ご指摘のとおり、例年と比較して明らかに高額となっております。また、その前後である平成21年度、平成23年度もその前後の年度と比べやや高い金額となっていることも判明しております。

税金は、村民の皆様にご負担をおかけする、まさに血税でございます。この徴収手続に行政として不適切な処理があったとすれば、村には、その原因を究明し、二度とそのようなことが起こらないよう再発防止策を講じる責任があるものと承知しております。また、その調査内容についても村民の皆さんに十分説明をし、ご理解いただけるよう努めていく必要があるものと理解しております。

加えまして、議員から、当時の村長あるいは徴税の責任者である総務課長に不適切な処理があったのではないかと、不適切な処理があったとすれば、これらの者に対し責任を追及すべきではないかのご指摘もございましたので、その点についてお答えいたします。

村では、税金滞納者がいる場合、督促状の送付を行い、全額の徴収ができない場合、少しの額でも徴収するとの運用が慣例となっており、少額の徴収もできない場合には、資産を差し押さえるとの運営が続けられているとの報告を受けております。

少額でも納めさせるという運用は、債務を承認させる目的があるとのことですが、平成22年度にこのような少額の徴収、さらに進んで資産差押えといった手続が適正に行われていたかについては、十分に調査する必要があるものと認識しております。

仮に、調査の結果、これらの手続が適正に行われていなかったとすれば、当時の行政に重大な問題があったと言わざるを得ず、当時の責任者には、大きな法的ないし政治的、道義的責任があるものと考えます。

私、現村長としても、本件についてはできる限り早急に十分な調査を行い、必要に応じて

当時の関係者への責任追及を検討するとともに、村民の皆様の説明する責任があるものと考えております。そのことをお約束することで村長の答弁とさせていただきます。

お願いします。

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 再質問をさせていただきます。

今、村長から大変心強い答弁があり、しっかりと調査をしていただけるという答弁がありましたので、心強い限りであります。

納税は村民の義務であります。先頃メディアでも大きく取り上げられている国会議員の裏金問題があります。それでこの時期は確定申告の時期であります。税務署に行って、一般の人たちが国会議員があんなていたらくでは税金を払うのも嫌だというような、多く聞かれています。道志村でもぜひそのような村民感情が出ないように、しっかりと調査をした上で、再発防止、また村民に説明をぜひよろしく願いし、強く村長に求めるものであります。

よろしくお願いします。

この質問は以上で終わりとしします。

次に、公共用地の管理についてであります。

12月定例会において質問いたしましたが、その後調査はしていただきましたか。集いの家の駐車場に役場の車ではない車が駐車されており、またやまゆりセンター駐車場に公用車以外の自動車が駐車されています。過日、公共用地に土木業者等が建設資材を仮置場として使用する際の規定を設けていますが、これをどう理解するのか、担当課長にお伺いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 12月議会定例会においてご指摘を受けまして、現地を調査しております。

集いの家の敷地内については確認を行った時間帯には駐車車両はなく、やまゆりセンターの駐車場についてもスクールバスのドライバーの乗用車のみ確認しています。現在は、集いの家の敷地内の調査において発見しました放置物の所有者を調査するなど進めていますが、今後、各施設の利用に際し、支障がないよう引き続き注意してまいりたいと思います。

また、道志村公共物管理条例では、公共物の管理及び利用に関し必要な事項を定めており、公共の福祉の増進を図ることを目的としております。第5条で使用等の許可の条項を設けておりますが、土木業者等の使用に関しては村長が特に必要と認めたことを除き、公共工事に

限り許可するものとしたしております。

以上です。

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 今、集いの家の駐車場に今現在は駐車車両がないという答弁でしたけれども、時間帯、夜間、昼間、両方調査していただけましたか。

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 日中のみの調査でございます。

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 自分が確認したところでは、以前は日中もありましたし、夜間に村の車でない車が駐車していたのを確認していますが、もう一度夜間に調査していただくことはできないでしょうか。

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 必要に応じて調査をするよう検討してまいります。

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） じゃ、調査した結果、また議会のほうに報告していただくよう、よろしくをお願いします。

この質問は以上とします。

次の質問に入ります。

農地の目的以外の使用について、お伺いをします。

12月定例会において、産業振興課長に質問しましたが、そのような案件を調査し、どのような指導、措置を行ったのか、伺います。

また、農地、農業振興地において、違反、転用等があった場合、農業委員及び職員が調査し、県知事に報告し、その措置がなされると考えられるが、現在の状況、その措置がどうなっているのか、お伺いします。結果を教えてください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） それでは、お答えさせていただきます。

調査につきましては、毎年7月から9月におきまして村内全域で農業委員、それから農地最適化推進委員によります荒廃農地調査の実施をさせていただいております。それ以外にも、各委員から農地パトロールによる情報提供をいただいた上で、違反転用等があった場合には

適切に指導させていただいております。

また、農業振興地におきまして違反転用等があった場合にも同様に指導をさせていただきます。

以上です。

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 今回調査をお願いした12月の定例会の後、調査を行っていますか。

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君

○産業振興課長（山口俊一君） 各委員、農業委員、それから最適化推進委員さん、毎月、各地区において農地パトロールを行っておりますので、12月定例会以降も各地区で調査を実施しております。

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） その結果、違反とか、これはおかしい使い方をしているというような案件はありましたか。

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 各地区の委員さんからはそのような情報はいただいております。

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 1件もないんですか、12月からこっちに。

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 委員さんからの情報提供は1件もございません。ただ、総会が月第4木曜日、案件があるときには集まります。転用案件等でございますけれども、それ以外に違反転用等の情報はこちらには入ってきてございません。

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 再質問の回数が終わりましたので、ここで終わりにしますが、ちょっと納得いかないところがありますので、また次の機会にお伺いするかもしれませんので、よろしくお願いします。

以上です。以上で、この質問は終わります。

次に、県道都留道志線新道坂トンネル建設の進捗状況についてお伺いいたします。

国道413号線の雨量規制が撤廃され、安心・安全な国道となりました。さらに大渡地区のトンネル工事も進んでいます。村長が10年も前から訴えてきたことが形になり、村民や観光

客が安心して通行できる道となりました。

質問の1つ目です。村内の危険箇所の改良も進んでいます。岩瀬入口は工事中ですが、谷相、善之木地区の改良工事はどのようになっていますか。

担当課長に伺います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） それではお答えさせていただきます。

山梨県のほうに確認させていただいたところ、谷相地区につきましては、事業用地についての用地取得が完了しておりまして、道路改良工事に向けて、補償契約の交渉を進めているところとのことでございます。

それから、善之木地区につきましては、残る箇所の用地交渉を行っておりまして、用地取得が完了次第、工事発注に向けての準備を進めるとのことでございます。

以上です。

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 県の工事ですので、村でどうこうというわけにもいきませんが、ぜひ県のほうにも催促をして、早めの工事が着工するように、よろしくお願いします。

2つ目の質問になります。

次は、（仮称）の新道坂トンネルです。村議会解散請求の住民投票でも争点の一つとなりましたが、村議会の解散には村民多数の声でなくなり、任期まで務めることとなりました。これは多くの村民がこのトンネルは当村にとって絶対に必要であり、必ず造ってほしいとの切実な思いであることは間違いありません。村長が公約したこの件は村民、村議会が一体となり、さらには都留市、山中湖村、県、相模原市と連携し、交通の利便性や観光振興、国際交流等、国・県に強く働きかけるべきと考えます。交通の利便性の向上により若者の流出が減少し、移転者の当村への移住による人口増加と当村にとって大きなプラス要因になると考えています。その点について、どうお考えか、村長のお考えを聞かせてください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） お答えします。

新道坂トンネルは、私が就任時より一貫して進めてきた最重要の政策であり、その責任においてあと一步のところまで来ております。その実現に向けて、県、近隣自治体との連携は

もちろんのこと、何より地元住民、地権者の協力が不可欠と思います。まだまだ実現に向けての課題は山積しておりますが、村民、議会と連携し、関係各所への働きかけを強め、早期の事業化に向け取り組んでまいります。トンネルの完成により、住民の利便性が向上するのはもちろんのこと、物流の懸念解消、通勤、通学の負担軽減による人口減少の歯止め、移住者の増加につながるものと期待しております。

移住者の増加には、インフラの整備に加え、道志村を選択していただけるよう魅力的な政策も不可欠と認識しております。

今後も引き続き人口減少対策の強化に取り組んでまいりますので、議員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 再質問になります。

この前も自分も都留市に通夜があつてちょうど雪が降り始めていて登っていったらブルが雪をかいていて、大変危ない思いをしました。このようなことは、新しいトンネルは新道坂トンネルができることになれば、このような心配もなく、雪かきもすることもなく、住民が安心・安全な道を通ることができます。また、救急車、災害対策についても大変よい結果になり、必要なインフラと考えていますので、ぜひ村民が一体となり、また、議会、村が一体となって県・国に要望していく。私たちも全力で応援します。村のほうでもぜひよろしくお願いします。

この質問は以上とします。

次に、新年度予算について質問をいたします。

自主財源の乏しい当村では、国・県の交付金、補助金がなければ、村政運営はままならない現状です。毎年度厳しい予算編成と思いますが、次の質問にお答え願います。

1 番目、本年度の予算の重点施策はどのようなものですか。村長にお伺いします。

〔「はい村長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） お答えします。

令和6年度当初予算の重点施策について、お答えいたします。

令和6年度当初予算については、第2期道志村総合戦略で定めた2つの基本目標、「道志村へ新しいひとの流れをつくる」、「村民が魅力的に感じる新しいライフスタイルをつく

る」、この達成のための予算を編成しております。中でも特に重点的に取り組む施策として、全国トップクラスの子育て支援を行うため、数々の新規事業の追加、既存事業の拡充を行う子育て支援事業、村民の生活環境の整備として、買い物環境施設整備事業を計上しております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） それでは、次の質問をさせていただきます。

一般質問でも聞きましたが、子育て支援策を役場の若い世代の職員で検討していると回答をいただきました。本年度の予算に盛り込んであると思うんですけども、具体的にどのような子育て支援策を実行するのかを教えてください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） さきの質問にお答えした2つの重点施策はいずれも職員からの提案事業となります。具体的な内容につきましては、担当課長より説明いたします。では返します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） それでは、内容についてご説明いたします。

子育て支援事業については、これまで各課で行ってきた事業を子育て支援パッケージとしてまとめ、支援の弱かった部分を洗い出し、子育て世代の意見を聞きながら、さらなる負担軽減を図ります。

具体的には、まず保育所、小学校、中学校の完全無償化事業となります。保育所については、全入所児の保育料を完全無償化するほか、園服やジャージ、お昼寝用布団、教材費などを無償化いたします。小中学校につきましては、これまで行ってきた給食費や卒業アルバムの無償化等に加え、修学旅行費用を含む校外学習費用や縦笛や習字道具を含む学用品に至るまで完全無償化といたします。

また、満2歳児までにおむつやミルクを支給するすくすく子育て事業、保育所を利用せず未満児を家庭で保育する世帯を支援する在宅保育支援金支給事業、経済的支援以外にも多様化する子育て世帯へのニーズに対応するため、一時預かり保育事業などソフト事業を新設し、子育てにお金がかからない村として対外的にもアピールしてまいりたいと考えております。

また、買い物環境整備事業につきましては、村内商店の減少が著しく、今後さらに村内の買い物環境が低下することが予想されることから、村内にコンビニエンスストアなどを誘致する事業となります。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 大変厚い手当てしていただける予算が出てくるというようなことを今聞きましたけれども、例えば日本で一番だとかというような子育て支援策でなければなかなか乗ってこない、住民というか、移住者も乗ってこないということなので、ぜひ道志村が日本で一番の子育て支援策をしているというような取組をぜひお願いしたいと思います。

それにつきまして、私の考えですけれども、子供が生まれてから大学卒業まで、保護者は一切お金がかからない、そういうような支援策はどうでしょうか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） ただいまの質問の件をお答えします。

そのような、本年度子育て支援事業を今後進めていくため、いろいろと若い世代の人に集まっていただいて、いろいろ協議をしてまいりました中で、そのような事業も確かに議題に上がりました。ただ、なかなか予算の関係もございますし、令和6年度予算のほうには計上しておりませんけれども、今年、6年度に計上した支援事業が最後ではございませんので、今後も子育て支援事業の拡充について検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 3番目の質問も今言ってしまいましたので、3番目の質問はカットして、2番目の質問については以上とします。

次に、4番目で若い人たちがばかりでなく、村にコンビニが欲しいと思っている人たちは多くいます。誘致の計画はありますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） お答えします。

コンビニエンスストアは買物だけではなく、現代的な生活を送る上で不可欠な存在となっており、今後移住定住政策をする上でも欠かせない最低限の施策であると考えます。

先の質問でも回答させていただきましたが、買い物環境整備事業として誘致を計画しており、コンビニ各社と出店の協議を行っております。現在協議中であり、決まり次第議会には報告させていただきます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 今朝の新聞に道志村のコンビニの誘致の計画はあります。新しい予算にも1億2,000万円ぐらいの予算が載っています。詳しいことは分からないと思いますけれども、場所とか、場所はどの辺を想定というか、計画をしているんですか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） 場所につきましては現在コンビニ各社と協議を行っておりまして、詳しい場所はここのところまだ確定していないので言えませんが、神地、川原畑地区いずれかということをお願いします。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 今、交渉中ということでしたけれども、交渉の行方はどうなるかわからないんですけども、ぜひ、うまく交渉して早い時期にコンビニが開店するようによろしくをお願いします。

新年度予算については以上です。

最後になります。

村の運営について、お伺いします。

村議会解散の是非を問う住民投票で村が2分されたように感じています。2分されたままでは行政運営にも支障が出かねません。村長はどのように考えていますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） お答えします。

村議会解散請求に係る住民投票の結果については、多くの村民の皆さんに私が進めてきた行政運営に理解いただいたものと解釈しています。特に、道志村国土強靱化地域計画をいち早く策定し、住民の皆さんの暮らし向上のため取り組んできたトンネル事業の推進にご理解いただき、共に歩んでこられた議会の皆さんが評価された結果と思っております。今後も私の掲げる施策を着実に推進し、住民の皆様にご理解いただけるよう努力してまいりますので、議員の皆さんにおいても引き続きご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） ありがとうございました。

これで一般質問を終わります。

○議長（出羽和平君） 通告1番、佐藤喜章議員の一般質問を終わります。

◇ 杉 本 孝 正 君

○議長（出羽和平君） 次に、通告2番、第7番議員、杉本孝正君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 7番、杉本孝正君。

〔7番 杉本孝正君 登壇〕

○7番（杉本孝正君） それでは、一般質問を行いたいと思います。

人口減少対策について。

本村では平成28年に重要施策を実施するに当たり、10年間を周期とした長期計画を作成しております。また、まち・ひと・しごと創生総合戦略や人口ビジョンも同時に作成し、村政運営を実施されてきたと思います。

そこで、まず1点目、村の人口問題についてお尋ねします。

村で策定した人口ビジョンによると、少子高齢化は避けて通れない課題であり、人口の減少を維持していくことを目標としておりますが、計画の中の人口減少と現在の人口を比較すると、計画を上回る速度で人口が減少しております。これは計画策定時の想定より早く少子高齢化が進んでおり、計画の失敗であると思われるかもしれませんが、仕方がありません。中間年を経過した今、計画の検証、見直しは実施されたのでしょうか。また実施されているのであれば、どのような対策を実施したのか、お伺いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 孝正議員の質問にお答えします。

2016年3月に策定した道志村人口ビジョンでは、2025年時点で1,651人と想定されておりますが、実際には2023年4月時点で1,545人と想定を上回るペースで道志村の人口は減少しております。今年度につきましては、2024年2月時点で1,543人と若干ペースは減少しておりますが、さらなる人口減少対策は必至であると考えております。

道志村総合計画などの見直し状況につきましては、期間中総合計画自体の変更はせず、人口減少対策及び地域の活性化を推進するため、令和2年度に第2期総合戦略を策定いたしました。また、中間年に当たる令和3年度には村民アンケートを実施し、その内容を加味しながら、令和5年8月には多岐にわたる事業を絞り込み、集中的に注力する事業を明確にするため、第2期総合戦略を改訂し、令和6年度当初予算に計上しております。

以上でございます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） 答弁の中に令和5年8月に第2期総合戦略の改訂とありましたが、主にどのようなことを改訂したのか、また一番重きを置いているのはどの辺なのか、担当課長にお伺いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） それでは、再質問についてお答えをいたします。

昨年8月の第2期総合戦略の改訂につきましては、1番は、40個以上あった事業を20にまとめ、戦略的に力を注ぎ込む事業を明確化いたしました。その中でも特に、買い物環境整備子育て支援につきましては、最重要施策として総合戦略に入っておりまして、令和6年度予算に計上しております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） 先ほどからコンビニの話なんか出ていますので、大変いいことだと思いますので、進めていってもらいたいと思います。

再々質問です。出生数の減少は若者の未婚・晩婚化の傾向が原因と思われますが、コロナ禍前の行っていた婚活パーティーを今後どのようにするのか、担当課長にお伺いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口かおり君。

○住民健康課長（山口かおり君） それでは、杉本孝正議員の再々質問にお答えしたいと思います。

婚活パーティーにつきましては、コロナの前に道志村でも実施をしていたところですが、その実施した検証を踏まえまして、なかなか村内の婚活パーティーというのは難しいということも分かってきました。その中で、結婚相談委員会というのがあったんですけども、そちらのほうも現在、休会をしている状況でして、そのことも考えますと、村での婚活パーティーは難しいですけども、今後は山梨県でもそのところについては、かなり力を入れておりまして、そちらの婚活パーティーのほうに参加できるような体制を今後つくっていきたいというふうに思っておりまして、今年度の当初予算のところでもご説明をさせていただきますけれども、登録制度を廃止にしまして、村民の独身の方がその婚活パーティーですとか、あとはマッチングアプリなどに入った場合には、その会費ですとか、婚活パーティーの会費のほうを助成するような予算を今年度は計上させていただいておりますので、ご理解のほういただければと思います。

その中で、また独身の方のご意見をいただく中で、道志村に合った結婚支援はどういうものかということは今後も探っていききたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） ありがとうございます。

最近、マッチングアプリで結婚する人が何か世間ではすごい増えているように思いますので、その辺を充実を図っていただければ、いいかなと思いますので、よろしくお願いします。

2点目の質問に入ります。

経済対策について。

国ではこれまで景気対策として交付金、補助金を地方に交付し、公共事業を増やすことによって経済の回復に期待するという政策が多く見られています。村内でも様々な公共事業が実施されておりますが、経済効果については広く村民に行き渡っているとは言えず、建設業や建築業とい

った業態に関わる一部にしか効果はないと思われます。第1次産業、第2次産業、第3次産業と様々な業態がありますが、どの業態がなくてもこれは生活基盤に影響を及ぼすことになると思います。これらを維持していくためにどのような施策を考えているか、お伺いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） お答えします。

どの産業も道志村にとっては経済を維持していく上で非常に重要であることは認識しております。今までも各産業に対し、様々な形で支援を行ってきましたが、その中でも特に第1次産業である農業については育苗センターの管理支援や苗の購入補助などの実施、また林業については森林整備を行う上で重要な林道や路網の整備を毎年実施しております。どの産業においても、まずは労働者の確保、育成が急務であると考え、施策の強化を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正議員。

○7番（杉本孝正君） ありがとうございます。

農業、林業等、後継者不足が最近叫ばれていますが、その後継者を育てるためにどのような施策をしているのか、担当課長にお伺いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） それでは、お答えさせていただきます。

農業、林業につきましては、令和6年度の当初予算を計上させていただいておりますけれども、地域おこし協力隊について農政部門、それから林政部門、それぞれ各1名ずつ応募をさせていただいております。その地域おこし協力隊の制度を活用させていただいて、若い方にまず農業、林業について勉強をしていただいて、それから村内の各地区にいらっしゃるそれらに関わる人たちが活動できるようになるように、まずは地域おこし協力隊の採用を目指しているところでございます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） ありがとうございます。

最近、地域おこし協力隊があまり来ていないようなので、ぜひ応募して集まれば良いなと思っていますので、よろしくお願いします。

再々質問に移ります。

新規事業者には上限100万円の補助金がありますが、就農者、就林業者に対し、補助金制度はあるのか。また、ないのなら、今後村独自の補助金制度の創設の考えはあるのか、担当課長にお伺いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 村独自の制度は今のところございませんけれども、国の制度としてございます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） 再々質問まで終わったので、質問ちょっとできないもので、これで後継者不足は道の駅の農産物出荷組合も高齢化が進んでいるようですので、数年後には村の新鮮な野菜も販売できない状態になると思います。

また、森林、里山の整備は災害対策にもつながると思いますので、後継者の育成は急務だと思いますので、よろしくお願いします。

3点目に入ります。

地震における対策について。

本年1月1日、能登半島で起きた地震により、北陸地方は甚大な被害を被りました。道志村においても、首都直下型地震、南海トラフ地震が30年以内に起きると予想されております。能登半島で発生した地震により多くの家屋が倒壊し、住民は役場や小中学校へ避難し、またそこで生活することを余儀なくされています。小中学校や役場が避難場所として利用されることは必然のこととなると、あらゆる村民に多大な影響を与えてしまうことになります。このような状況が本道志村で発生した場合、どのような対応を取るのか、また集落の拠点として公民館があるが、築40年を超えている木造家屋がほとんどであり、避難場所としての機能はないと考えますが、耐震改修し、避難場所として今後使用するか、お伺いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） お答えします。

本村は周囲を山々に囲まれ、河川は土石流の危険性のある溪流も多く、地震のほかに暴風雨、豪雨、豪雪、地滑りなど多種の自然災害が発生しやすい自然条件下にあります。そのため、道志村地域防災計画を策定し、風水害編、地震編、火山編との構成で災害への対応を備えております。

ご指摘のことは、東海地震、南海トラフなど、大規模地震を想定し、災害予防、災害の応急対策、災害復旧・復興に関して、基本的事項を総合的に定め、住民の生命、身体及び財産を保護することを最大の目的として、対応するよう定めております。

また、地区の公民館に関しては予備避難所に指定しておりますが、現在、役場庁舎の耐震化に伴う建て替えを行っており、防災対策の本部施設を強化しているところであります。今後、順次、指定避難所、福祉避難所でも耐震化の対応をし、公民館などの予備避難所についても順次検討してまいります。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） ありがとうございます。

再質問に入ります。

能登半島地震から2か月余りが過ぎましたが、仮設住宅の建設が急ピッチで進んでおります。本村における災害時の応急仮設住宅の設計計画はどのようなになっているのか、担当課長にお伺いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） お答えします。

道志村地域防災計画の中でも、仮設住宅のことに触れてはおります。主に公共施設の候補地として建設する予定になっております。

すみません。手元に資料がないので、このぐらいの回答しかできませんが、以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） ありがとうございます。

平地が少ない道志村ですので、その辺はうまいこと考えていただきたいと思います。

再々質問に入ります。

東日本大震災以後、BCP事業継続計画が作成されていると思いますが、今までどのような面で使ったことがあるか、お伺いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） ご指摘のとおり、事業継続計画を道志村も作成しております。ただし、災害における事業継続計画というのは運用されていた事例は今まではないですけれども、新型コロナウイルス感染症拡大の際には、インフルエンザ等の感染症対策の拡大に備えて、事業継続計画を始動しまして、例えば職員の分散勤務だとか、在宅勤務というものを実施して、業務継続を図った例がコロナ禍においてはございます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） ありがとうございます。

最近、千葉県東方沖地震とか、頻繁に起こっております。本村においても、いつ地震が起こるか、災害が起こるか分かりませんので、早急の対応をよろしく願いし、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（出羽和平君） 通告2番、杉本孝正君の一般質問を終わります。

◇ 佐 藤 光 栄 君

○議長（出羽和平君） 次に、通告3番、1番議員、佐藤光栄君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 一番議員、佐藤光栄君。

〔1番 佐藤光栄君 登壇〕

○1番（佐藤光栄君） それでは、一般質問を始めさせていただきます。

まず、新年度予算については本年4月1日より執行されますが、その予算について、どのような事業が最重要であると考えているのか、またその事業が村民に理解されると思うか伺いますが、先ほど喜章議員から同様の質問がされていますので、重点項目だけ簡潔にお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） お答えします。

今、おっしゃるように、先ほどの喜章議員からの質問にもお答えしておりますが、新年度の予算では、住民の生活の向上に資する事業、子育て環境の充実を図る事業を優先させ、予算編成しております。人口減少対策においても重要な施策でありますので、村民の皆様にもご理解いただけるものと思っております。

以上でございます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 再質問となりますが、新年度予算の財源として様々な基金から繰入金として繰り入れますが、目的の基金はいいとして、財政調整基金から6,288万円ほど繰入れされています。財政調整基金は一般財源が不足したときに繰り入れる基金ですが、経常にかかる経費に対して一般財源が足りないのか、役場庁舎建設事業などの臨時的にかかる経費が足りないのか、繰入れ内容によっては財政状況が悪化していると思うが、その辺はどう考えるか、伺います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 令和6年度の予算の財政調整基金からの繰入れと理解しておりますけれども、令和6年度においては、当初予算において財政調整基金を繰り入れて予算編成をさせていただきました。ただ、令和5年度、本年度もそうなんですけれども、また令和4年度以前においても、財政調整基金に毎年積み足しているという状況を取ってこられました、ここ数年については。令和6年度については必要な目的基金の繰入れ、さらには財政調整基金を投入しながらの予算編成、物価高というところが大変大きな影響を受けたところではございますけれども、それらに対応するため、前年度までに積み立てた財政調整基金を一部崩して予算編成をしております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） いろんな事情はあると思いますが、なるべく財政が悪化しないような

予算編成をお願いしたいと思います。

再々質問ですが、昨年12月定例会一般質問で、佐藤進議員が道志村若者定住応援事業の補助金の疑義について一般質問したところ、長幡地区の交付申請者には条例どおり交付していると村長が答弁しましたが、条例規則のどの条文で条例どおりしていると解釈しているのか理解できません。この長幡地区の交付申請者に交付した補助金は条例規則を一般常識に照らしても不当であると認識します。新年度予算に財政調整基金を繰入れしての予算編成です。財源確保をする上でも条例に合っていない補助金は返還させるべきだと思うが、どう考えるか伺います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 条例要綱等に合っていない、個別の補助金でのお答えではないんですけども、合っていないものがあつたとすれば、当然返還を求めるものとは思いますが、現時点でそのようなものは把握しておりません。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 道志村には定住応援促進事業がありますが、その中でもちょっと条例または規則の解釈にそこがあると思えませんが、なるべく条例規則どおりに運用していただきたいと思います。

また、あるところでは念書を出せば何でもできるというようなことがあつたように思われますが、こうしたことはちょっと問題だと思います。法律、条例、規則等を守って事業を行えば、こうした問題は起きません。財源確保には厳しい状況ですので、このような虚偽申請に対して交付した補助金は早急に返還させるようにされたいと思います。

ということで、1個目の質問は以上です。

次に、サテライトオフィス事業についてお聞きします。このサテライトオフィス事業について伺いますが、この事業の開始年度と令和5年度までに投入した予算の総額（財源を含む）と、この施設の使用件数と使用料収入の総額が幾らあつたか伺います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） それでは、サテライトオフィス事業についてお答えをさ

せていただきます。

まず、事業の開始年度といたしましては令和２年度から供用開始いたしております。投入予算の総額といたしましてはその前年、令和元年度に施設整備をしておりますので、令和元年度から今年度、令和５年度の決算見込みまで合わせて9,688万円となっております。内訳については国・県からの補助金が地方創生交付金、社会資本総合整備交付金、デジタル田園都市国家構想交付金など合わせて5,607万7,000円、使用料収入として96万7,000円、一般財源が3,983万6,000円となっております。使用件数については、供用開始から現在までオフィス利用１件、コワーキングスペース利用96件となっております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○１番（佐藤光栄君） 先日資料として令和４年度までの決算額と令和５年度の決算予定額が示された資料を頂きました。その資料によれば、決算と決算予定額の総額は約１億円を超える額がありました。この中で、財源の内訳では国からの交付金も入っていますが、一般財源という村民の税金が約４割以上を占める状態だと認識しています。また、この施設の使用料収入については事業開始から令和５年度まで、96万7,000円です。こんな少額でいいんでしょうか。このサテライトオフィス事業に対して費用対効果をどのように考えているのか、村長に伺います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） お答えしますけれども、費用対効果というのは、費用をどのぐらいかけて、費用がどのぐらいお金が入って、利益が出るか、そういうことかと思うんですけれども、私が考えたことは、サテライトオフィスをなぜ考えたかということは、私にとっては重要じゃないかと思っています。

道志村の現状を見て、とにかく若者が働く場所が少ない。今の若者はどういうことを好むか。要は、昔からよく大きい会社が道志村に来て、製造業ですけれども、東京の人が来てそこで結構働けたということですけれども、今はそういうことがなかなかありませんので、今、若者が好むことはＩＴ関連の関係の仕事、そしてソフト関係の仕事ができればいいんじゃないかなという、そういう関係で世の中の情勢の中で、その仕事をサテライトオフィスを始めると、もしかして、もしかしてじゃなくて、私は東京方面、いろんな方面から大手の会社が

入ってきて、環境のいいところですから、なかなかそういうソフトの関係の仕事をするには頭を使いますので、疲れる、そういう一般的な話がありますので、水はいいし、空気はいいし、静かで、そういう仕事をするには最適じゃないかなと思ってこのサテライトオフィスを始めたんです。

なかなか思うように今まで行かないんですけれども、そうすると、若者が必ず、そこでそういう仕事ができれば、東京に、外へ出ている若者もそういう仕事ができれば、村へ帰ってきたりできるんじゃないか。またこれから高校、大学卒業しても道志村でそういう仕事ができればいいんじゃないか。私はそういうことを重点的に考えてサテライトを始めさせてもらったんです。

今、一番やはり何かって考えているんですけれども、仕事をする場所は確保したんですけれども、若者が来て住むにはどこかへ住むのかなと。住宅が進まないと、なかなかここにはいられないんじゃないかなと思って住宅を考えております。そうすることによって、今までやってきた仕事が少しでも明るい方向へ行くんじゃないかなと、こんなふうに思っています。若者から必ず支持されると、私はそういうふうに思っております。

それから、費用対効果の考え方は違うか分かりませんが、この事業を始めた目的ですから、その目的はもう少し見守っていきたいと、このように思っております。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） そういう先を見ての施設だとは思いますが、現状令和元年から令和4年までの施設の利用者を見ても、とても何というんですか、難しい募集だと思います。

そこで、再々質問ですが、利用者を募集するのに、このサテライトオフィスが何を売りにしていくのか。またその売りをどのような方法で情報提供、情報発信するのか。またこの施設の利用者募集、情報提供に村長はどのように関わっていくのか。村長の考えを伺います。お願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 今の考えていることですが、それは最後にたしか事業をやっていると思うんですけれども、その関係は国でも、ここへきてサテライト事業へ関係する事業を国でも大分推奨してきたわけなんです。その関係のことは、担当課長がよく分かりますので、課長のほうから説明をお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） それでは、サテライトオフィスの今後の展開と申しますか、そちらのほうを回答させていただきます。

サテライトオフィスが今年度、先月の末に最終工事の検査を終えまして、今4月からまた再開するように準備を進めているところでございます。

準備に当たりましては、地域活性化起業人の株式会社ストラドルと連携しながら、新しいサテライトオフィスをドウシオフィスと名づけて、企業の道志村で実証実験やテストマーケティングを希望する企業をサポートし、そのサポートをしながら募集、利用を促進していこうと思っております。

PR方法ですが、ストラドルのほうで、新しくホームページを開設しまして、SNSやホームページ、エリア等で情報発信を行っております。その首都圏を中心に体系的にすることで最終工事を行ったサテライトオフィス利活用の機会を活性化と企業誘致へつなげるものと考えております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） サテライトオフィス施設の整備はお金を出せばできますが、その施設を利用する人を募集するのは今までの情報発信等ではかなり厳しいものとなっております。この事業が無駄な投資にならないようご利用者募集に当たっていただきたいと思います。

ということで、サテライトオフィス関係の質問は終わります。

次の質問に入りますが、長又地区の残土処理問題についてお聞きます。

この件については、令和5年12月8日、議会定例会において、議案第70号 訴訟上の和解についてという議案が可決されました。その和解の内容では、被告である道志村長は原告の池谷三千子氏に対して2,500万円の支払い義務があること、その他幾つかの和解条件が示されていたが、ほぼ原告の訴状どおりの和解勧告であると理解しました。

そこで伺いますが、この議案第70号の提出の際、不法に占拠した期間が53か月で、その間の土地使用料その他経費で2,500万円であると説明があったが、なぜ53か月もの期間を要したのか、伺います。お願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） それではお答えさせていただきます。

令和元年10月4日に本件訴状が裁判所へ提出されました。その後、令和元年12月14日から裁判所での弁論が始まりまして、原告被告双方から提出する準備書面、それから証拠書類を基に裁判が年数回行われてまいりました。しかし、原告による訴状の訂正、それから請求の拡張、土地の不動産鑑定の実施、それから裁判所から委任された工事に関する専門員からの意見聴取、裁判官による現地調査等々踏まえまして、延べでございますが、30回の弁論等を行ってまいりました。その上で和解が成立したため、53か月もの長き期間を要することとなりました。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 53か月という長い期間、裁判での公判が何回も行われたようですが、その間の弁護士費用等は幾らかかったか、伺います。概略で結構ですので、和解金は2,500万円、弁護士費用がどの程度かと。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 道志村としましては顧問弁護士のほうに代理人ということで委任をさせていただいております。今までお支払いした費用につきましては100万円を超えていますが、詳しい金額についてはすみません、今ちょっとお答えできませんので、また調べさせていただいて、後日ご報告をさせていただきたいと思います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 再々質問ですが、和解金2,500万円、弁護士費用が100万円超え、この告訴に関しての弁護士費用だと思いますが、令和5年度の当初予算では顧問弁護士料として66万円が計上されておりました。それは別としても和解金2,500万円、弁護士費用100万円超えで合計で2,600万円を超える金額がかかっています。なぜこんな大金を払わなければならないのか。

多くの村民からは、村長は裁判で負けたの、何でとか、またある議員に聞いたら役場の職員が悪いんだと言っていたと言われました。このような大切な村民の税金を使ってまで和解

しなければ、おさまりのつかない状態まで放置してきた責任は、被告である村長と顧問弁護士にあると思われます。顧問弁護士においても公判中の反論にとっても正当性があるとは到底容認できるものではありません。ならば、原告の訴状が到達した時点で、争いを避けて、請求どおり支払っていれば587万9,536円で終わっていました。約600万円。

顧問弁護士とは、依頼人の利益を優先するのは当たり前ですが、村民の大切な税金で無駄な和解金2,500万円以上を払うような結果になるまで放置する弁護士は、道志村のためになるとは到底思われません。早急に解任するべきだと思うが、村長の考えを伺いたいと思います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 何をお答えしていいかわからないですけども、弁護士さんを解任しろという最後に話をしましたけれども、弁護士さんを解任する、今のところ私にはそんな考えはありません。この村のためにしっかり仕事をやっていただいていると思っております。以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 先ほども言いましたように、和解金が2,500万円、弁護士費用が100万円超え、合わせて2,600万円です。これを払わなければならないような、そういうような弱い弁護士をなぜ道志村で顧問弁護士として使っているのか。もう30年ぐらい前から清田弁護士ですね、使っていると思いますが、ちょっとこれでは村のためにならないと思いますので、その辺はまたお考えいただきたいと思います。

また、土地使用契約とか、工事請負契約では工期または契約内容を遵守するのは当たり前のことですが、今後行政執行する上においては、法律、条例、規則等に従って、間違いのない行政運営を期待しております。

また、これ以外に追及したいこともありますんで、後日協議会において追及させていただきますので、よろしくお願いします。

以上をもって私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（出羽和平君） 通告3番、佐藤光栄君の一般質問を終わります。

この際、議事の都合により暫時休憩いたします。

また、再開は午後13時30分といたしますので、よろしくお願いします。

ご苦労さまでした。

(午前 11時39分)

○議長（出羽和平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時30分)

◇ 山 口 章 君

○議長（出羽和平君） 通告4番、第2番議員、山口章君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 2番、山口章君。

〔2番 山口 章君 登壇〕

○2番（山口 章君） では、質問させていただきます。

質問に際しまして、質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。

では、1番目の質問をさせていただきます。

西和出地区池之原橋、谷相地区谷相橋の耐震改良、新設計画についてお伺いいたします。

本年1月1日、石川県能登地方において大規模な地震が発生し、甚大な被害が生じ、連日報道されていることは皆さんご存じのことと思います。

山腹の崩壊による道路の寸断、港の隆起による船舶の往来、橋梁の崩壊により交通手段が寸断され、災害復旧が遅れているとの報道がなされております。

本村においても、このような大きな災害発生時には、能登地方と同じような状態が十分想定されて、その対応は喫緊の課題と考えられるなど、多くの住民が考えていることと思います。村内で最大の緊急避難場所に通じる池之原橋及び谷相橋は災害発生時、最重要避難施設である唯一の小中学校、診療所、体育館などが集積する地域に通じる必要な橋梁であります。竣工後50年以上が経過し、老朽化が考えられる。災害時に備え、一日も早い改良や新設が望まれます。村としての対応、計画、その時期をお伺いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） お答えします。

村道の橋梁につきまして、道志村に46橋あり、道志村橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋

梁の定期点検を行い、その結果で優先順位を高い順に耐震工事を行っています。池の原橋及び谷相橋も重要施設へアクセスする橋であることは認識していますので、早期に改良などの方向性を出していきたいと考えています。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 山口章君。

○2番（山口 章君） 再質問になります。

私は、当時、3年強前に、議会議員に就任した際に、これと同じような質問をさせていただきました。本村において重要施設である池之原橋の必要性を訴えたと思っております。あれから3年以上時期が経過し、なお、これといった具体的な計画がまだされていない状態に感じられますが、具体的には最重要施設としての考え方はいかがでしょうか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） お答えさせていただきます。

先ほど、答弁ありましたように、優先順位の高いほうから順次していこうということで、令和2年度に前回、橋梁定期点検を実施させていただいておまして、池之原橋については点検の結果、優先順位3位、谷相橋については優先順位2位ということで、2橋とも比較的優先順位が高いわけでございますけれども、施工に当たりましてかなり問題といたしますか、課題があることが確認されております。

例えばですけれども、池之原橋については、架替えをした場合に、その位置的なものの配置、それから国道との絡みといたしますか、その辺がかなり難易度が高いといたしますか、ところがあります。

谷相橋におきましても、現状の橋が国道よりもかなり下に下がっている、川からの高さがかなり低い状態のところにありますので、そこを架け直し、もしくは改修するときには、上げてやらなければいけないという、どのような形で施工ができるかというところで、過去にも時間を要しているということでございます。ですけれども、その間毎年1橋ずつ比較的優先順位が高いところをできるだけ有利な補助金を頂きながら、今進めているところでございますので、引き続きこの2橋につきましても施工方法を早急に検討させていただいた中で、改修等も含めた中で進めさせていただけたらと思います。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 山口章君。

○2番（山口 章君） ご回答いただきありがとうございます。

再三申したように、池之原橋については学校と、それからまた池之原、和出の地域、池之原地域におきましても住民の数も相当多い人間が住んでおります。今現在の橋を大型バスが通っても何か揺れるというようなことも聞いております。早期の早い時期に計画を立てて改修工事をぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

じゃ、2番目の質問をさせていただきます。

議員の成り手不足について。

全国的に地方議会において、議会議員の成り手不足が多々見られ、無投票や定数割れがある議会もあります。これは道志村においても無投票が数年続いていることから、今後検討することが望まれます。昨年、議会活性化推進特別委員会を設置し、検討を続けてきたところであります。定数、報酬等様々な課題があると考えますが、政府では事業主に対し、地方公共団体の議会議員の選挙において、その雇用する労働者が容易に立候補することができるよう、地方公共団体の議会の議員の選挙における立候補に伴う休暇等に関する事項を就業規則に定めること、その他の自主的な取組を促すことを政府の措置として定めています。

このような状況下、道志村として事業者、就労者の負担の考慮等を鑑み、事業者への要請、就労者への希望等を調査し、実施しているのか、また、実施していないのであれば実施すべきであると考えます。

このことについて、村としてはどのようにお考えでしょうか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 答弁いたします。

令和5年1月26日付で、松本総務大臣より経団連の十倉会長宛てに勤労者の地方議員への立候補のための環境整備に関する要請書が提出されたことは承知しております。

村として、村内の事業者等に特別に要請等を実施しているわけでもありませんが、国が事業主等に要請している内容を理解し、事業主等が自主的に取り組むよう、村としても見守っております。

また、議会内でも特別委員会を設置して協議されていまして、今後も活発に議論されていくことを期待しております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 山口章君。

○2番（山口 章君） 今お答えいただきましてありがとうございます。

国の推奨する方針に沿った政策を村としてもぜひ行って、村の議会議員の成り手不足を早め
に解消できるような形をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（出羽和平君） 通告4番、山口章君の一般質問を終わります。

◎閉議の宣告

○議長（出羽和平君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

◎散会の宣告

○議長（出羽和平君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はここで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 1時48分）

令和6年第3回道志村議会定例会

議事日程（第2号）

令和6年3月8日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 議案第18号 令和5年度道志村一般会計補正予算（第8回）
 - 第 2 議案第19号 令和5年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第4回）
 - 第 3 議案第20号 令和5年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第5回）
 - 第 4 議案第21号 令和5年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第4回）
 - 第 5 議案第22号 令和5年度道志村介護保険特別会計補正予算（第4回）
 - 第 6 議案第23号 令和5年度道志村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1回）
 - 第 7 議案第24号 令和5年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第5回）
-

出席議員（8名）

1番	佐藤光栄君	2番	山口章君
5番	佐藤喜章君	6番	白井勝光君
7番	杉本孝正君	8番	佐藤進君
9番	出羽和平君	10番	大田博文君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	長田富也君	総務課長	菅谷克士君
住民健康課長	山口かおり君	産業振興課長	山口俊一君
ふるさと振興課長	金子尚章君	教育課長	山口登美君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 佐藤勇樹君

◎開議の宣告

○議長（出羽和平君） ただいまの出席議員は8名で、定足数に達しております。
よって、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（出羽和平君） 本日の議事は配付してあります日程表第2号のとおりです。
なお、教育長につきましては、本日欠席の通知がありましたので、ご了承願います。

◎議案第18号から議案第24号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第1、議案第18号 令和5年度道志村一般会計補正予算（第8回）
から日程第7、議案第24号 令和5年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第5回）まで
の7案件を一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 議案第18号 令和5年度道志村一般会計補正予算（第8回）につ
いて説明いたします。

令和5年度道志村一般会計補正予算（第8回）につきましては、第1条歳入歳出予算で、
既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,538万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総
額を歳入歳出それぞれ25億1,994万3,000円とするものです。

この補正予算は、年度末で歳入の額の確定が見込まれるものと事業執行の完了見込みに伴
う事業費の精査、人件費の確定見込みによる補正が主なものとなっていますが、歳入及び歳
出について主要な事項についてご説明いたします。

まず、歳入につきましては、1款村税で、法人村民税及び固定資産税、軽自動車税、入湯
税等の収入見込みにより339万2,000円の増額、11款普通交付税は、再算定により1,479万
4,000円の増額、13款使用料及び手数料は、農林業施設使用料において、道の駅どうしの使
用料1,200万円が増額されるなど、1,233万9,000円の増額、14款国庫支出金は、国庫負担金
及び補助金の交付決定見込みにより22万1,000円の減額、15款県支出金は、県負担金及び補

助金、委託金の交付決定見込みにより452万6,000円の減額、17款寄附金は、人と自然が輝く水源の郷づくり道志村応援寄付金3,750万円の減額など、合わせて3,748万4,000円の減額、18款繰入金は、財政調整基金繰入金を1,865万4,000円減額、道志村公共施設等整備等事業基金で庁舎建設ややまゆりセンターの修繕費に充当するため、5,614万3,000円を増額させるなど、合わせて3,405万8,000円を増額、21款村債は、補正予算債の増額などで330万円の増額となり、歳入合計が2,538万1,000円を増額となります。

次に歳出につきましては、1款議会費は、議員の辞職に伴う議員報酬の減のほか、不用額の精査により262万7,000円の減額、2款総務費は、庁舎建設に伴う県防災行政無線の移設費等で増額する一方、職員人件費のほかサテライトオフィス改修事業費の確定による事業費の減、ふるさと納税の減額に伴う返礼品予算等の減少により、1,667万2,000円の減額、3款民生費は、職員人件費のほか介護保険特別会計への繰出金で減額になるなど、995万円の減額、4款衛生費は、国民健康保険診療所特別会計への繰出金のほか新型コロナウイルスワクチン接種事業費で減額となり、1,553万7,000円の減額、6款農林水産業費は、県営事業負担金で増額する一方、林業振興費で私有林整備計画森林整備事業などの見直しにより減額があり、1,158万3,000円の減額、7款商工費は、道志の湯運営補助1,300万円が増額となるなど、1,277万8,000円を増額、8款土木費で、浄化槽設置補助金、簡易水道事業特別会計繰出金のほか、橋梁耐震改修工事費で事業費の確定により減額するなど773万5,000円の減額、9款消防費は、常設消防費で事務委託費及び備品購入費の減額で1,328万1,000円の減額、10款教育費は、スポーツプラザ屋内プールの利用休止による減額のほか、年度末の予算精査により962万3,000円の減額、12款諸支出金は、基金費で、人と自然が輝く水源の郷づくり道志村応援寄付金費で減額となる一方、財政調整基金、公共施設整備等事業基金で積立金を増額するなど、9,961万1,000円を増額となり、歳出合計が、2,538万1,000円を増額となります。

以上が歳入歳出の主な内容となります。なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書及び事業説明書のとおりとなります。

次に、第2条地方債補正につきましては、過疎対策事業債で300万円減額する一方、補正予算債で630万円増額し、330万円の増額となっています。詳細については、第2表地方債補正のとおりでございます。

次に、第3条繰越明許費補正につきましては、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年に繰り越して使用することができる経費を、2款総務費9,744万3,000円、6款農林水産業費1,856万円となり、総額1億1,600万3,000円となります。詳細については、第3表繰越

明許費のとおりです。

以上が、令和５年度 道志村一般会計補正予算（第８回）の内容です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口かおり君。

○住民健康課長（山口かおり君） 議案第19号 令和５年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第４回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ209万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億8,004万1,000円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、１款国民健康保険料88万5,000円の減額、３款国庫支出金１万円の増額、６款県支出金135万8,000円の増額、８款繰入金217万2,000円の増額、10款諸収入55万6,000円を減額するものです。

歳出につきましては、１款総務費22万6,000円の減額、５款保健事業費４万円の減額、７款諸支出金236万円を増額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

次に、議案第20号 令和５年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第５回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ456万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億1,321万5,000円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、１款診療収入158万7,000円の増額、３款繰入金615万3,000円を減額するものです。

歳出につきましては、１款総務費500万6,000円の減額、２款医業費44万5,000円の増額、３款施設整備費5,000円を減額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 続きまして、議案第21号 令和５年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第４回）についてご説明をさせていただきます。

補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ318万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,775万5,000円とするものであります。

補正予算の主な内容について説明いたします。

歳入につきましては、4 款県支出金21万3,000円の減額、5 款繰入金297万円を減額するものです。

歳出につきましては、1 款簡易水道事業費の営業費318万3,000円を減額するものでございます。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口かおり君。

○住民健康課長（山口かおり君） 議案第22号 令和5年度道志村介護保険特別会計補正予算（第4回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,990万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,445万4,000円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1 款保険料15万9,000円の減額、3 款国庫支出金895万5,000円の減額、4 款支払基金交付金515万2,000円の減額、5 款県支出金267万7,000円の減額、6 款繰入金295万8,000円を減額するものです。

歳出につきましては、1 款総務費36万4,000円の減額、2 款保険給付費1,654万円の減額、4 款地域支援事業費299万6,000円を減額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

次に、議案第23号 令和5年度道志村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ63万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66万2,000円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1 款介護サービス事業収入73万1,000円の減額、2 款繰入金10万

1,000円を増額するものです。

歳出につきましては、1款総務費63万円を減額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 続きまして、議案第24号 令和5年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第5回）について説明いたします。

補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ84万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,890万6,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金134万9,000円の減額、2款使用料及び手数料16万8,000円の減額、5款繰入金73万4,000円の増額、7款諸収入4万1,000円の増額、8款村債10万円を減額するものでございます。

歳出につきましては、1款浄化槽事業費の営業費84万2,000円を減額するものでございます。

次に、第2条地方債の補正は、下水道事業債10万円の減額になってございます。

詳細については、第2表地方債補正のとおりでございます。

なお、補正予算の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上の7案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、7案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第18号から議案第24号までの7案件を採決いたします。

お諮りいたします。

7 案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって議案第18号 令和5年度道志村一般会計補正予算（第8回）から議案第24号 令和5年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第5回）、以上、7 案件は原案のとおり決定しました。

◎閉議の宣告

○議長（出羽和平君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

◎散会の宣告

○議長（出羽和平君） 本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午前10時17分）

令和 6 年 第 3 回 道 志 村 議 会 定 例 会

議 事 日 程 （第 3 号）

令和 6 年 3 月 1 5 日（金曜日）午後 2 時開議

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議案第 4 号 道志村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第 5 号 道志村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 6 号 道志村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 7 号 道志村監査委員条例の全部を改正する条例
- 第 6 議案第 8 号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 9 号 道志村国民健康保険診療所医師住宅設置管理条例
- 第 8 議案第 10 号 道志村印鑑条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 11 号 道志村手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 10 議案第 12 号 道志村公営企業の設置等に関する条例
- 第 11 議案第 13 号 道志村水道給水条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第 14 号 道志村地域農政整備事業に係る設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 第 13 議案第 15 号 道志村各種委員等報酬並びに費用弁償条例の一部を改正する条例
- 第 14 議案第 16 号 山梨県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約について
- 第 15 議案第 17 号 富士吉田市外二町四村一組合ことばの教室設置協議会規約の変更について
- 第 16 議案第 25 号 令和 6 年度道志村一般会計予算
- 第 17 議案第 26 号 令和 6 年度道志村国民健康保険特別会計予算
- 第 18 議案第 27 号 令和 6 年度道志村国民健康保険診療所特別会計予算
- 第 19 議案第 28 号 令和 6 年度道志村介護保険特別会計予算
- 第 20 議案第 29 号 令和 6 年度道志村介護保険サービス特別会計予算

- 第21 議案第30号 令和6年度道志村後期高齢者医療特別会計予算
- 第22 議案第31号 令和6年度道志村簡易水道事業会計予算
- 第23 議案第32号 令和6年度道志村浄化槽事業会計予算
- 第24 議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第25 議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第26 議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第27 議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第28 議案第37号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第29 議案第38号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第30 同意第 1号 道志村固定資産評価審査委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第31 同意第 2号 道志村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 第32 発議第 3号 閉会中の継続調査について

出席議員（8名）

1番	佐藤光栄君	2番	山口章君
5番	佐藤喜章君	6番	白井勝光君
7番	杉本孝正君	8番	佐藤進君
9番	出羽和平君	10番	大田博文君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	長田富也君	総務課長	菅谷克士君
住民健康課長	山口かおり君	産業振興課長	山口俊一君
ふるさと振興課長	金子尚章君	教育課長	山口登美君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 佐藤勇樹君

◎開議の宣告

○議長（出羽和平君） ただいまの出席議員は8名、定足数に達しております。
よって、これより会議を開きます。

（午後2時00分）

◎議事日程の報告

○議長（出羽和平君） 本日の議事は、配付してあります日程表第3号のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（出羽和平君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議会活性化推進特別委員会の閉会中の継続調査の報告を行います。

議会活性化推進特別委員会委員長、山口章君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 山口章君。

〔議会活性化推進特別委員長 山口 章君 登壇〕

○議会活性化推進特別委員長（山口 章君） 議会活性化推進特別委員会の報告をいたします。

令和5年3月17日、議会活性化推進特別委員会を設置し、5月22日、7月24日に議会の活性化を図るための調査研究を行ってきたところであります。

議員報酬、議員定数に関する件、また、女性議員の参画について、議員の請負についての公表の条例の検討、議員の成り手不足の解消等様々な議論を実施してきたところであります。

しかしながら、議会解散請求の住民投票実施により議論を進めることができず、結論を出すには至りませんでした。また、議員の任期は5月12日までとなっており、任期期間中に審査結果の報告が厳しい状況となりました。

今後、議会活性化推進特別委員会で協議、審査することは、道志村議会にとって必要不可欠であります。村議会選挙を4月21日に控えていることや、特別委員会は議員の任期終了と同時に消滅することから、現在の議員の任期満了までの期間が短く、協議が十分に行えないことを踏まえ、次期村議会議員に協議・検討を継続していただけるよう要請いたします。

以上、報告いたします。

◎議案第４号から議案第１５号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第２、議案第４号 道志村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例から日程第13、議案第15号 道志村各種委員等報酬並びに費用弁償条例の一部を改正する条例までの12案件を一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 議案第４号 道志村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

令和５年法律第19号により、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、育児休業している職員に係る勤勉手当の支給対象に会計年度任用職員を含めるために所要の改正を行うものです。

改正の内容は、第７条第２項中、「地方公務員法第22条の２第２項に規定する会計年度任用職員を除く」を削り、第８条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法第22条の２第２項に規定する会計年度任用職員」に改めるものです。

なお、附則で令和６年４月１日から施行すると定めております。

次に、議案第５号 道志村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

令和５年法律第19号により、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、会計年度任用職員の勤勉手当が支給可能となったことから、地方自治法にのっとり勤勉手当を支給するために必要な条例改正を行うものです。

条例改正の内容は、会計年度任用職員のうち、フルタイム会計年度任用職員及び一定以上の勤務時間を超えるパートタイム会計年度任用職員について勤勉手当を支給するため、第２条及び第14条並びに第21条で改正するものです。

なお、附則で令和６年４月１日から施行すると定めております。

次に、議案第６号 道志村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

消防団は住民の生命、身体及び財産を守るため、日々の消防活動に取り組んでいるほか、日常における防火・防災活動、住民の防災意識や知識向上のための防災教育等、多岐にわたり活動しております。また、近年全国的にも消防団員の担い手が減少している中、台風や集

中豪雨による災害時には昼夜を問わず住民のために尽力しております。

こうした事情を踏まえて、国においては、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律を制定し、消防団活動の充実強化を図っております。

本改正は本法律第13条の消防団員の処遇改善に関する内容を鑑みて、消防団員の報酬の引上げを行うものでございます。

改正内容については、第12条報酬で、部長の年額を2万5,000円から2万7,000円に、班長の年額を2万円から2万3,000円に、団員の年額を1万5,000円から2万円にそれぞれ改める内容となっております。

また、災害の場合の出動手当についても、1日につき5,000円を8,000円に改め、国が示す標準額へ引き上げます。

なお、附則でこの条例は令和6年4月1日から施行すると定めております。

次に、議案第7号 道志村監査委員条例の全部を改正する条例についてご説明いたします。

令和6年度より道志村簡易水道特別会計及び道志村浄化槽事業特別会計が公営企業会計に移行されることに伴い、関係条文に改正が必要なことに加え、条文に不備が生じているため、全部を改正するものであります。

内容につきましては、第1条でこの条例の趣旨を定め、第2条で定数及び非常勤であることを定め、第4条では請求又は要求による監査を定め、第5条で定例監査を定め、第7条では決算の審査について、第8条では現金出納の検査について定め、第9条では公金の収納等の監査について定めております。

そのほか、議案第7号のとおりとなります。

なお、附則で令和6年4月1日から施行すると定めております。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口かおり君。

○住民健康課長（山口かおり君） 議案第8号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、保険料負担の公平性の確保と中低所得層の保険料負担の軽減を図る観点から賦課限度額を引き上げるとともに、経済動向等を踏まえ、保険料軽減の対象世帯に係る所得判定基準を見直すこと及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により、退職者医療制度が廃止されることから、所要の規定の整備を行うため、条例の一部

を改正するものです。

主な改正内容につきましては、保険料の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を2万円引き上げ24万円とし、低所得者に対する保険料の軽減措置として、5割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を29万円から29万5,000円に、2割軽減の対象世帯については、53万5,000円から54万5,000円に改め、退職者医療制度の廃止に伴う退職被保険者に係る条項の削除、「一般被保険者」という名称を「被保険者」に改めるものです。

なお、附則において、この条例は令和6年4月1日から施行すると定めております。

以上が道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例の内容になります。

次に、議案第9号 道志村国民健康保険診療所医師住宅設置及び管理条例についてご説明いたします。

この条例は、道志村国民健康保険診療所に勤務する医師を確保するため、道志村が池之原地区に整備した医師住宅について、設置及び管理について定めるものです。

主な条例の内容ですが、第1条において医師住宅の設置について定め、第2条において名称及び位置について定め、第3条において管理について定め、第4条において入居資格について定め、第5条において委任について定めております。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行すると定めております。

以上が道志村国民健康保険診療所医師住宅設置及び管理条例の内容になります。

次に、議案第10号 道志村印鑑条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例改正は、住民の利便性を図るため、マイナンバーカードを用いた多機能端末機による印鑑証明書の発行を実施するための条文を追加する改正となります。

主な条例の改正内容ですが、第11条に多機能端末機による印鑑証明書の交付申請等についての条文を追加し、この条文の追加に伴い、第11条から第18条までを1条ずつ繰り下げる内容となります。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行し、令和4年12月26日から適用すると定めております。

以上が道志村印鑑条例の一部を改正する条例の内容になります。

次に、議案第11号 道志村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例改正は、戸籍法の一部を改正する法律の施行及び地方公共団体の手数料の標準に

関する政令の一部改正に伴い、各条項の引用元の見直しと、新たに開始される戸籍電子証明書提供用識別符号の附番に伴う証明書発行手数料に関する規定を追加するものです。

戸籍法の改正に伴い戸籍の広域交付が開始になり、これまでは本籍地の市区町村窓口でしか取得できなかった戸籍の証明書等の請求が最寄りの市区町村でも可能となります。また、戸籍・除籍の電子証明書用識別符号の発行により、今後は行政機関への戸籍謄本等の提出が省略可能となり、行政手続を行う際の負担軽減が図られることとなります。

主な条例の改正内容につきましては、戸籍法の改正による各条項の引用元の見直しを行い、第2条第1項において、戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料及び除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料の各号を追加し、これに伴い第2条第1項中第59号を第61号とし、第7号から第58号までを2号ずつ繰り下げるものです。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行し、令和6年3月1日から適用すると定めております。

以上が道志村手数料徴収条例の一部を改正する条例の内容になります。ご審議をよろしく願います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 議案第12号 道志村公営企業の設置等に関する条例についてご説明をいたします。

この条例制定につきましては、人口3万人以下の市町村は、令和6年4月までに簡易水道事業及び下水道事業を公営企業会計へ移行するよう国から要請がございました。この要請に基づき、本村においても簡易水道事業及び浄化槽事業を令和6年4月1日から公営企業会計に移行するため、設置に関する条例を制定するものでございます。

主な内容につきましては、公営企業の設置を第2条に定め、法の財務規定等の適用を第3条に定め、経営の基本及び規模を第4条に定め、組織を第5条に定め、会計事務の処理を第6条に定めてございます。

なお、附則で施行期日を令和6年4月1日から施行すると定めております。

以上が道志村公営企業の設置等に関する条例の内容になります。

続きまして、議案第13号 道志村水道給水条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例につきましては、国の生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に

関する法律が成立し、令和6年4月に水道整備、管理行政が厚生労働省から国土交通省へ所管業務が移管されることに伴う改正や給水区の変更について改正するものでございます。

条例改正の内容につきましては、給水区の変更認可申請に伴い、白井平給水区に「大室指」を加え、各表中にある「大室指給水区」を削ります。また、所管業務の移管に伴い、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めるものでございます。

附則で施行期日を令和6年4月1日から施行すると定めております。

続きまして、議案第14号 道志村地域農政整備事業に係る設置及び管理条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

本年、多くの住民の方より設置要望のあった高畝マルチャーを整備し、令和6年度より貸出しを行うに当たり、条例改正を行うものでございます。

条例改正の内容につきましては、別表に農用高畝マルチャー、1日2,000円の使用料を加えるものであります。

附則で施行期日を令和6年4月1日から施行すると定めてございます。

以上が道志村地域農政整備事業に係る設置及び管理条例の一部を改正する条例の内容になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 次に、議案第15号 道志村各種委員等報酬並びに費用弁償条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

令和6年4月から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で定められている学校運営協議会を設置し、学校教育法施行規則で定められている学校評議員は廃止となります。

そのため、本条例の別表第1中の「学校評議員」を「道志村学校運営協議会委員」に改めるものです。

なお、附則で、令和6年4月1日から施行すると定めております。

○議長（出羽和平君） 以上12案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 次に、討論に移ります。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号から議案第15号までの12案件を一括して採決いたします。

お諮りします。

議案第4号から議案第15号までの12案件を原案どおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 道志村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例から、議案第15号 道志村各種委員等報酬並びに費用弁償条例の一部を改正する条例、以上12案件は原案のとおり決定しました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第14、議案第16号 山梨県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約について議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 議案第16号 山梨県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約についてご説明いたします。

山梨県市町村総合事務組合では、令和6年4月1日から東山梨行政事務組合、峡南広域行政組合及び富士五湖広域行政事務組合の競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する事務を新規に共同処理することに伴い、山梨県市町村総合事務組合規約を改正するものであります。

この改正は、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体との協議が必要であり、この協議には同法第290条の規定により議会の議決が必要であるため提案するものでございます。

なお、附則で令和6年4月1日から施行すると定めております。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号について採決いたします。

お諮りします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号 山梨県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約については原案のとおり決定しました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第15、議案第17号 富士吉田市外二町四村一組合ことばの教室設置協議会規約の変更について議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 教育課長、山口登美君。

○教育課長（山口登美君） 議案第17号 富士吉田市外二町四村一組合ことばの教室設置協議会規約の変更についてご説明いたします。

富士吉田市外二町四村一組合ことばの教室設置協議会の名称変更に伴い、本協議会の規約を変更するため、地方自治法第252条の6の規定により、関係地方公共団体と協議を行うに当たり、同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決が必要であること、また地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、所要の改正を行うものです。

改正内容につきましては、題名中「ことばの教室」を「通級指導教室」に改め、第1条、第2条、第6条第1項、第8条、第9条第1項及び第10条中「ことばの教室」を「通級指導教室」に、第3条第2項中「委員長」を「教育長」に改めるものです。

なお、附則において、この規約は令和6年4月1日から施行すると定めております。

以上が富士吉田市外二町四村一組合ことばの教室設置協議会規約の変更の内容となります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号について採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号 富士吉田市外二町四村一組合ことばの教室設置協議会規約の変更に
ついては、原案のとおり決定しました。

◎議案第25号から議案第32号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第16、議案第25号 令和6年度道志村一般会計予算から日程第23、
議案第32号 令和6年度道志村浄化槽事業会計予算までの8案件を一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 議案第25号 令和6年度道志村一般会計予算についてご説明いた
します。

令和6年度の予算編成に当たっては、令和6年度が道志村総合計画の9年目、道志村総合
戦略の5年目に当たり、「人と自然が輝く水源の郷」への実現に向け、2025年の目標年度を
見据えて、施策の実現に向けた取組を、これまでの「推進」から「成果」となる極めて重要
な年であります。

依然として、社会経済情勢の動向は、先行きを見通すことが困難な状況にあることから、

より一層、村を取り巻く社会環境、村民意識、村民ニーズ等の変化を的確に捉え、積極的、機動的に必要な施策、事業を実施することが求められておりました。

また、令和2年度から着手している新庁舎整備事業については、厳しい財政状況であることは言うまでもありませんが、円滑に新庁舎への移転を済ませ、村民サービスの質の低下をさせることなく、行政運営を継続することが必要です。

そこで、長田村長が掲げた7つの予算編成の基本方針に基づき、道志村総合計画、道志村総合戦略の達成のための各種施策、事業等の取組を進めるとともに、特に子育て支援事業に係る予算は最優先事業として位置づけ、これまで行ってきた事業に加え、新たに子育て環境を充実させる事業を創出するなど、選択と集中により、真に必要な施策や事業に限られた財源を重点的かつ効率的に配分し、予算編成を進めてまいりました。

それでは、改めて令和6年度当初予算についてご説明いたします。

令和6年度一般会計当初予算については、第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ25億3,575万7,000円と定めており、令和5年度当初予算に比べ、2億5,936万2,000円の増額、率にして11.4%の増加となっております。

歳入は、前年に比べ、村税で個人村民税が国が実施する住民税等の定額減税により減収となるなど、966万7,000円の減額、地方譲与税で森林環境贈与税の増額など、547万3,000円の増額、村の歳入の中核である地方交付税については、対前年当初比1.5%減の12億4,812万5,000円を見込んでおります。

次に、使用料及び手数料で、道の駅使用料を当初予算に計上することにより26.2%の増額、国庫支出金については、総務費国庫補助金において、前年度のデジタル田園都市国家構想推進交付金が事業の終了により減額し9.3%の減、県支出金は山梨県単独治山事業補助金等により27.1%の増、寄附金についてはふるさと納税の減額等により13.2%の減、繰入金はふるさと納税を財源とした、人と自然が輝く水源の郷づくり道志村応援基金繰入金や財政調整基金からの繰入金で増額となり、9,595万8,000円の増額、令和5年度からの繰越金は5,000万円を見込んでおります。地方債については、村民の生活環境の整備として計画している、買物環境整備事業への充当や、緊急自然災害防止対策事業債などで1億9,091万円の増額となっております。

次に、歳出については、前年に比べ、総務費において、サテライトオフィス改修事業の終了等により1,705万円の減額、民生費において、保育所児童用のプール整備のほか、保育所無償化事業、在宅保育支援金支給事業等の子育て支援パッケージ事業の創出により、2,687

万9,000円増額、衛生費において、会計年度任用職員の増員等により、622万2,000円の増額、農林水産業費において、森林環境譲与税事業や小規模治山事業で増額するなど、2,252万9,000円の増額、商工費において、観光費で、道志の湯運営補助金の増額、道の駅どうし周辺エリア構想委託費の増などで1,222万2,000円の増額、土木費においては公営企業会計の水道事業において操出金が増額となるほか、村道中山三ヶ瀬線改良工事、村民会館建設敷地である竹之本法面工事で増額となり、1億7,364万5,000円の増額、消防費においては消防団員の報酬が増額するものの、広域常備消防事務委託費で減額し、270万2,000円の減額、教育費においては、外国語指導助手派遣事業、小中学校スクールバス委託事業、小中学校無償化事業などの子育て支援パッケージ事業の創出により、2,565万4,000円の増額、公債費においては過疎対策事業債元金償還金の増により、1,769万7,000円の増額、諸支出金においては、道の駅どうしの使用料を財源とした積立金が観光施設等事業基金費及び暮らし向上基金費で増額する一方、ふるさと納税積立金の減額により770万9,000円の減額となっております。

詳細については、第1表歳入歳出予算のとおりです。

次に、第2条地方債は、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について、第2表地方債に定めたとおりであります。

次に、第3条一時借入金は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を5億円と定めるものであります。

次に、第4条歳出予算の流用は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額の流用を、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での各項での流用を定めるものであります。

なお、この予算の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書及び予算説明書のとおりでございます。

以上が令和6年度道志村一般会計予算の内容となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口かおり君。

○住民健康課長（山口かおり君） 議案第26号 令和6年度道志村国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

国民健康保険は、国民皆保険の中核となる医療保険です。平成30年の国保改革により、山

梨県が定めた国保運営方針に基づき、県と市町村の役割分担の下、財政運営の安定化を図っております。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,192万7,000円と定めております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

令和6年度の予算につきまして、歳入予算からご説明いたします。

1款国民健康保険料5,132万6,000円、2款使用料及び手数料2万円、6款県支出金1億8,081万円、8款繰入金2,896万6,000円、9款繰越金1,000円、10款諸収入80万3,000円、11款財産収入1,000円とし、歳入予算の総額を2億6,192万7,000円と定めております。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

1款総務費1,764万7,000円、2款保険給付費1億3,995万2,000円、3款国民健康保険事業費納付金6,259万3,000円、5款保険事業費270万8,000円、6款基金積立金1,000円、7款諸支出金3,752万6,000円、8款予備費150万円とし、歳出予算の総額を2億6,192万7,000円と定めるものです。

第2条は、歳出予算の流用について定めております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりであります。

以上が令和6年度道志村国民健康保険特別会計予算の内容となります。

続きまして、議案第27号 令和6年度道志村国民健康保険診療所特別会計予算についてご説明いたします。

診療所は、医療サービスの提供はもとより、村民の健康保持増進や疾病予防、在宅ケア等地域包括医療ケアの推進に取り組み、地域医療を支える役割を果たしています。昨年に引き続き、必要な医療機器の整備を計画的に進め、安定した医療体制の維持に努めてまいります。

1条におきまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,513万8,000円と定めております。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

令和6年度の予算につきましては、歳入予算からご説明いたします。

1款診療収入4,590万4,000円、2款使用料及び手数料14万6,000円、3款繰入金6,107万4,000円、5款諸収入96万3,000円、7款村債260万円、9款県支出金445万1,000円とし、歳入予算の総額を1億1,513万8,000円と定めております。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

1 款総務費7,742万9,000円、2 款医業費2,876万1,000円、3 款施設整備費415万1,000円、4 款公債費429万7,000円、5 款予備費50万円とし、歳出予算の総額を1億1,513万8,000円と定めるものです。

第2条は、地方債について定めております。

起債の目的につきましては、第2表地方債のとおりであります。

第3条では、歳出予算の流用について定めております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりであります。

以上が令和6年度道志村国民健康保険診療所特別会計予算の内容となります。

次に、議案第28号 令和6年度道志村介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

介護保険事業につきましては、保険給付の円滑な実施のため、介護保険事業計画の目標と具体的な施策の下、介護と医療の連携による事業の推進を図っております。令和6年度は第9期介護保険事業計画に沿った、地域包括ケアシステムの更なる進化と発展を目指してまいります。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,053万3,000円と定めております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

令和6年度の予算につきましては、歳入予算からご説明いたします。

1 款保険料4,349万1,000円、2 款使用料及び手数料1,000円、3 款国庫支出金4,585万9,000円、4 款支払基金交付金5,247万1,000円、5 款県支出金3,048万6,000円、6 款繰入金3,562万3,000円、8 款繰越金260万円、9 款諸収入2,000円とし、歳入予算の総額を2億1,053万3,000円と定めております。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

1 款総務費361万7,000円、2 款保険給付費1億9,035万円、4 款地域支援事業費1,345万3,000円、5 款基金積立金1万2,000円、6 款諸支出金260万1,000円、7 款予備費50万円とし、歳出予算の総額を2億1,053万3,000円と定めるものです。

第2条では、歳出予算の流用について定めております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりであります。

以上が令和6年度道志村介護保険別会計予算の内容となります。

続きまして、議案第29号 令和6年度道志村介護保険サービス事業特別会計予算についてご説明いたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ83万6,000円と定めるものであります。

令和6年度の予算につきましては、歳入予算からご説明いたします。

1款介護サービス事業収入39万7,000円、2款繰入金43万9,000円とし、歳入予算の総額を83万6,000円と定めております。

次に歳出予算についてご説明いたします。

1款総務費83万6,000円とし、歳出予算の総額を83万6,000円と定めるものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりであります。

以上が令和6年度道志村介護保険サービス事業特別会計予算の内容となります。

次に、議案第30号 令和6年度道志村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

後期高齢者医療制度は、高齢者医療を社会全体で支える仕組みで、運営主体は山梨県後期高齢者医療広域連合であり、市町村は保険料徴収や保険証交付、保健事業等の業務を行っております。令和6年度からは保健事業と介護予防事業を一体的に実施する高齢者の保健事業と介護予防の一体化実施事業を開始し、住民健康課の各担当が連携し一貫性、連続性のある保健事業に取り組んでまいります。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,832万5,000円と定めるものであります。

令和6年度の予算につきましては、歳入予算からご説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料2,395万5,000円、2款広域連合支出金50万円、3款使用料及び手数料2,000円、5款分担金及び負担金15万円、6款繰入金3,361万4,000円、7款諸収入10万4,000円とし、歳入予算の総額を5,832万5,000円と定めております。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

1款総務費147万5,000円、2款後期高齢者医療負担金5,533万8,000円、3款保健事業費111万2,000円、4款諸支出金10万円、5款予備費30万円とし、歳出予算の総額を5,832万5,000円と定めるものです。

第2条では、歳出予算の流用について定めております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりであります。

以上が令和6年度道志村後期高齢者医療特別会計予算の内容となります。ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 議案第31号 令和6年度道志村簡易水道事業会計予算についてご説明いたします。

簡易水道事業につきましては、安価で安定した水の供給を行うため、老朽化した施設の更新等を行い、適正な管理運営を目指しています。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量となっています。

給水戸数は531戸、年間総給水量は13万,9,532m³、一日平均給水量は382m³であります。

主な建設改良工事といたしまして、水道施設整備事業費が1億2,027万5,000円でございます。

第3条は、収益的収入及び支出でございます。

収入予定額としまして、第1款簡易水道事業収益6,970万9,000円。

収入の内訳は、第1項営業収益831万9,000円、第2項営業外収益6,139万円となっております。

次に支出の総額は、第1款簡易水道事業費用6,970万9,000円。

支出の内訳は、第1項営業費用6,450万円、第2項営業外費用387万9,000円、第3項特別損失83万円、第4項予備費50万円でございます。

第4条は、資本的収入及び支出でございます。

収入予定額としまして、第1款資本的収入1億5,596万7,000円。

収入の内訳は、第1項国庫補助金2,328万2,000円、第3項他会計繰入金3,604万3,000円、第5項工事負担金1,564万2,000円、第6項企業債8,100万円でございます。

次に支出の予定額は、第1款資本的支出1億5,596万7,000円。

支出の内訳は、第1項建設改良費1億2,027万5,000円、第2項企業債償還金3,569万2,000円でございます。

第5条は、企業債でございます。

簡易水道施設整備事業の限度額を8,100万円とし、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

第6条の一時借入れにつきましては、限度額を5,000万円と定めたものでございます。

第7条は、支出の各項の経費の金額の流用について定めております。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費でございます。

職員給与費753万8,000円につきましては、議会の議決を経なければならないことについて定めております。

第9条は、他会計からの補助金でございます。

一般会計からの補助を受ける金額を6,886万4,000円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、予算に関する説明書のとおりでございます。

以上が令和6年度道志村簡易水道事業会計予算の内容となります。

続きまして、議案第32号 令和6年度道志村浄化槽事業会計予算の説明をさせていただきます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量となっております。

浄化槽設置基数は617基でございます。主な建設改良事業といたしまして、浄化槽設置整備事業8基でございます。

第3条は、収益的収入及び支出でございます。

収入予定額としまして、第1款下水道事業収益1億2,065万1,000円。

内訳につきましては、第1項営業収益1,801万5,000円、第2項営業外収益1億263万6,000円でございます。

次に、支出の予定額です。

第1款下水道事業費用1億2,065万1,000円。

内訳につきましては、第1項営業費用1億1,320万3,000円、第2項営業外費用737万6,000円、第3項特別損失2万2,000円、第4項予備費5万円でございます。

第4条につきましては、資本的収入及び支出でございます。

収入予定額としまして、第1款下水道事業資本的収入2,107万5,000円。

収入の内訳は、第4項補助金2,107万5,000円でございます。

次に支出の予定額です。

第1款資本的支出2,107万5,000円。

内訳につきましては、第3項企業債償還金2,107万5,000円でございます。

第5条の一時借入れにつきましては、限度額を3,000万円と定めております。

第6条は、予定支出の各項の経費の金額の流用でございます。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費でございます。

職員給与費1,504万9,000円でございます。

第8条は、他会計からの補助金でございます。

一般会計からの補助を受ける金額を7,423万3,000円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、予算に関する説明書のとおりでございます。

以上が令和6年度道志村浄化槽事業会計予算の内容でございます。ご審議をよろしく願います。

○議長（出羽和平君） 以上、8案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、8案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号から議案第32号を採決いたします。

お諮りします。

議案第25号から議案第32号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号 令和6年度道志村一般会計予算から議案第32号 令和6年度道志村浄化槽事業会計予算、以上8案件は原案のとおり決定しました。

◎議案第33号から議案第38号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第24、議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（道志森のコテージ）から日程第29、議案第38号 公の施設の指定管理者の指定について（道志村福祉交流センター）の6案件を一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 議案第33号 道志森のコテージの指定管理者の指定についてご説明いたします。

道志森のコテージについては、令和6年3月31日をもって指定期間が満了することに伴い、地方自治法第244条の2第3項及び道志森のコテージの設置及び管理に関する条例第7条の規定に基づき、村が公の施設の管理者を指定するものであり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称が道志森のコテージ。指定管理者となる団体の名称が、道志村6894番地の4、道志村観光協会会長、池谷昌久。指定の期間については、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間となります。次に、議案第34号 道志の湯の指定管理者の指定についてご説明いたします。

道志の湯については、令和6年3月31日をもって指定期間が満了することに伴い、地方自治法第244条の2第3項及び道志の湯の設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、村が公の施設の管理者を指定するものであり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称が道志の湯。指定管理者となる団体の名称、道志村9745番地、株式会社どうし代表取締役、長田富也。指定の期間が令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間となります。

次に、議案第35号 道志村農林水産物処理加工施設豆腐加工場の指定管理者の指定についてご説明いたします。

道志村農林水産物処理加工施設豆腐加工場については、令和6年3月31日をもって指定期間が満了することに伴い、地方自治法第244条の2第3項及び道志村農林水産物処理加工施設豆腐加工場の設置及び管理条例第5条の規定に基づき、村が公の施設の管理者を指定するものであり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称が、道志村農林水産物処理加工施設豆腐加工場。

指定管理者となる団体の名称は、道志村9745番地、株式会社どうし代表取締役、長田富也。指定の期間については、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間となります。次に、議案第36号 道志水源の森の指定管理者の指定についてご説明いたします。

道志水源の森については、令和6年3月31日をもって指定期間が満了することに伴い、地方自治法第244条の2第3項及び道志水源の森の設置及び管理条例第5条の規定に基づき、村が公の施設の管理者を指定するものであり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称が道志水源の森。

指定管理者となる団体の名称は、東京都渋谷区代々木二丁目16番15号、株式会社スポーツデザイン研究所代表取締役、上柿和生。

指定の期間については、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となります。

続いて、議案第37号 道志村福祉センターの指定管理者の指定についてご説明いたします。

道志村福祉センターについては、令和6年3月31日をもって指定期間が満了することに伴い、地方自治法第244条の2第3項及び道志村福祉センター設置及び管理条例第10条第1項の規定に基づき、村が公の施設の管理者を指定するものでございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称が道志村福祉センター。

指定管理者となる団体の名称は、大月市大月町真木4660番地、社会福祉法人平成福祉会理事長、相馬秀盛。

指定の期間については、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となります。

次に、議案第38号 道志村福祉交流センターの指定管理者の指定についてご説明いたします。

道志村福祉交流センターについては、令和6年3月31日をもって指定期間が満了することに伴い、地方自治法第244条の2第3項及び道志村福祉交流センター設置及び管理条例第4条の規定に基づき、村が公の施設の管理者を指定するものであり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称については、道志村福祉交流センター。

指定管理者となる団体の名称は、道志村9334番地、社会福祉法人道志村社会福祉協議会会長、長田富也。

指定の期間については、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となります。

以上、議案第33号から議案第38号までの公の施設の指定管理者の指定についてのご説明でございました。ご審議よろしく願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上、6 案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、6 案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第33号から議案第38号を採決いたします。

お諮りします。

議案第33号から議案第38号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（道志森のコテージ）から、議案第38号 公の施設の指定管理者の指定について（道志村福祉交流センター）、以上6 案件は原案のとおり決定しました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第30、同意第1号 道志村固定資産評価審査委員会委員の任命につき同意を求めることについて議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 同意第1号 道志村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明をいたします。

固定資産評価審査委員の任期満了に伴い欠員が生じるため、次の者を委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意を求める者については、住所、山梨県南都留郡道志村2782番地、氏名、出羽英俊、生年月日は昭和32年11月4日。

以上が道志村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての内容

になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより同意第1号を採決いたします。

お諮りします。

同意第1号について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

同意第1号 道志村固定資産評価審査委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第31、同意第2号 道志村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 同意第2号 道志村教育委員会教育長の任命についてご説明いたします。

令和6年3月31日をもって、道志村教育委員会教育長の任期が満了となるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、次の者を道志村教育委員会教育長に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

同意を求める者については、住所、山梨県南都留郡道志村2414番地、氏名、半田昭仁、生年月日は昭和33年12月23日です。

以上が道志村教育委員会教育長の任命についての内容となります。ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより同意第2号を採決いたします。

お諮りします。

同意第2号について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号 道志村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては
原案のとおり同意することに決定しました。

◎閉会中の継続調査について

○議長（出羽和平君） 日程第32、発議第3号 閉会中の継続調査について議題といたします。

本件はお手元に配付してありますとおり、議会運営委員長、各常任委員長から、閉会中の
所管事務等の継続調査及び委員会活動を推進するため、研修等実施の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長、各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務等の継続調査及び
研修等実施に付することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長、各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務等の継続
調査及び研修等実施に付することに決定いたします。

以上で、議事は全て終了いたします。

◎村長挨拶

○議長（出羽和平君） 閉会に当たり、長田村長から挨拶をお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

〔村長 長田富也君 登壇〕

○村長（長田富也君） 令和6年第3回道志村議会3月定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、3月5日の開会から本日まで、慎重かつ熱心にご審議を賜り、令和6年度一般会計ほか5つの特別会計及び2つの公営企業会計の当初予算をはじめ、提案いたしました案件をお認めいただき、誠にありがとうございました。

全員協議会では、村の様々な課題について多岐にわたり熱心にご審議をいただき、大変貴重な意見をいただくことができました。これらのご意見は、今後の村政運営において参考とさせていただきますので、引き続きご指導いただきますようよろしくお願いいたします。

さて、全員協議会でもご説明しておりますが、令和6年度の一般会計における当初予算では、村が第2期総合戦略に掲げた「道志村に新しい人の流れをつくる」という基本目標と、「村民が魅力的に感じる新しいライフスタイルをつくる」の2つの基本目標の達成に必要な施策を、積極的に新規事業としても創出しております。令和6年度から始まる子育て支援パッケージ事業では、既存の事業に加え、新たな事業を創出してパッケージ化し、全国でもトップクラスと言える子育て支援を行う村として、若者が安心して、結婚、出産、子育てができるよう支援していく体制を整えました。

また、買物環境整備事業では、全国でも数少ない、公設民営型のコンビニエンスストアを建設する予算を計上しております。本村でのコンビニ経営は、人口減少もあって大変厳しいものと承知しておりますが、総合計画の中間検証での意見にもあるように、若者層の定住促進には最低限必要な事業であります。コンビニは、食料品や生活用品の販売のみならず、公共料金やネットショッピングの支払い、ATMでの電子マネーのチャージなど、現代人には欠かすことができないサービスが備えられています。そのため、一日でも早い完成に向けて全力で取り組み、住民の皆様が安心して生活できる環境を整えてまいります。

既存事業においても、サテライトオフィスの運営については、令和5年度に国の補助事業に採択され、施設の改修を進めておりますが、村への移住者の増加や就業環境の改善にとつ

て必要な事業であり、村の様々な課題解決につながっていくほか、雇用環境等の増加など、地域への大きな波及効果が期待できる事業でもありますので、ご理解いただきますよう、改めてお願いをいたします。

これまでも、これら取組への情報発信は課題としてたびたび取り上げられてきましたが、今後は積極的に村民の皆様や移住希望者へ情報を発信していく体制を構築するよう、努力してまいります。

さらに、これらの施策と合わせ、私が就任時より一貫して進めてきたインフラ整備の推進は、交通の利便性向上こそ未来のための事業だと位置づけ、持続可能な地域の形成には欠かすことができない、最も重要な事業であると訴えてきましたが、村民の皆様にも私の公約をご理解いただくことができたと思っております。既に改良された国道や県道の強靱化に加え、新道坂トンネル建設においても事業化に向けてあと一步のところまで来ております。引き続き県や近隣自治体との連携を図り、何より住民の皆様のご協力をいただきながら、引き続き全力で推進してまいりますので、議員の皆様においても、ご理解、ご協力を重ねてお願い申し上げます。

終わりに、日増しに暖くなり、春の訪れを感じられる過ごしやすい季節となりました。議員の皆様におかれましては、健康に留意され、益々のご活躍をいただきますよう、ご祈念申し上げます、令和6年第3回道志村議会定例会閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉議の宣告

○議長（出羽和平君） これで本日の日程は全て終了しましたので、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（出羽和平君） これをもって令和6年第3回道志村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後3時20分）

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
